

令和8年度加古川市ファミリーサポートセンター育児サポート無料クーポン券交付要綱

令和8年3月26日
こども部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市ファミリーサポートセンター運営事業実施要綱（平成16年3月3日福祉部長決定。以下「実施要綱」という。）に基づいて行われる援助活動の報酬に相当する額を助成するクーポン券を交付することにより、産後の子育ての負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 援助活動 実施要綱第14条の1から第14条の3までに規定する内容をいう。
- (2) 依頼会員 実施要綱第9条に規定する依頼会員をいう。
- (3) 提供会員 実施要綱第9条に規定する提供会員をいう。
- (4) 利用料 実施要綱第16条の規定により依頼会員が提供会員に支払う報酬をいう。
- (5) 養育するこども 小学6年生以下のこどもをいう。
- (6) 援助活動報告書 実施要綱第15条第5項に規定する援助活動の報告書をいう。

(対象者)

第3条 この要綱による加古川市ファミリーサポートセンター育児サポート無料クーポン券（様式第1号）（以下「クーポン券」という。）の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、満1歳未満のこども（以下「対象のこども」という。）を養育する本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている依頼会員とする。

(申請)

第4条 クーポン券の交付を受けようとする者は、加古川市ファミリーサポートセンター育児サポート無料クーポン券交付申請書（様式第2号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(クーポン券の交付)

第5条 市長は、前条に規定するクーポン券の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、対象者と認めたときは、クーポン券を交付するものとする。

- 2 クーポン券の助成額は利用料の1時間分とし、交付枚数は6枚とする。
- 3 クーポン券の交付は、対象のこども1人につき、1回のみとする。
- 4 クーポン券の再交付は、原則行わないものとする。ただし、破損し、又は汚損した場合に限り、当該クーポン券との交換により再交付することができる。

(利用の方法)

第6条 クーポン券を利用できる者は、クーポン券の交付を受ける者（以下「利用者」という。）とする。

- 2 クーポン券の利用限度枚数は、1回の援助活動において、対象のこども1人につき最大2枚までとする。
- 3 クーポン券は、対象のこども及び対象のこども以外の利用者が養育するこどもの援助活動に利用

することができる。

- 4 利用者がクーポン券を利用するときは、事前に市長に申し出し、援助活動後に提供会員に利用するクーポン券を提出し、利用者は利用料からクーポン券の助成額を差し引いた額を提供会員に支払うものとする。
- 5 クーポン券は30分単位の利用料についても利用することができる。ただし、その場合においても1時間分のクーポン券を1枚利用することとする。
- 6 利用者が事前にクーポン券の利用を申し出た援助活動を取り消した場合において、取消料が発生するときは、1時間のクーポン券を1時間分の取消料として利用することができる。この場合において、利用者は、取り消した援助活動日の属する月の末日までに、当該クーポン券を提供会員に提出するものとする。
- 7 クーポン券の有効期限は、対象のこどもの満1歳に達する日の前日までとする。

（提供会員への支払い）

- 第7条 提供会員は、利用者が利用したクーポン券を取りまとめ、利用者が利用した月の翌月5日までに、援助活動報告書を添えて市長に提出するものとする。ただし、提供会員が、利用者が利用したクーポン券を紛失した場合は、援助活動報告書に利用者がクーポン券を利用したことが分かる書類及び提供会員がクーポン券を紛失したことが分かる書類を添えて、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による提出があったときは、内容を審査確認のうえ、利用者がクーポン券を利用した翌月の末日までに当該クーポン券の助成額を提供会員に支払うものとする。

（譲渡の禁止）

- 第8条 クーポン券は利用者以外に譲渡し、若しくは利用させ、又はその他不正の目的で利用してはならない。

（返還）

- 第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、クーポン券の返還を求めることができる。
- （1）偽りその他不正な手段によりクーポン券の交付を受けたとき。
 - （2）クーポン券を不正に利用したとき。
- 2 市長は、前項の場合において、既に利用したクーポン券があるときは、当該不正利用に係る助成額について返還を命ずるものとする。

（実施主体等）

- 第10条 実施要綱の業務の実施主体は、加古川市とし、市長は、その業務の全部又は一部を社会福祉法人、特定非営利法人又は民間事業者等に委託することができる。

（補則）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。